

平成 22 年 11 月 9 日

補 足 資 料

〔 「保険年金」に係る最高裁判決を受けた対応について
（平成 16 年分以前の「保険年金」に係る所得税の還付） 〕

平成 12 年分～16 年分の「特別な還付」の具体案

1. 特別還付金（仮称）及びみなし特別還付金（仮称）の金額の計算

税務署において確定申告書等が平成 15 年分まで保存されていることから、税務署の保存書類等を用いることのできる平成 15・16 年分と、用いることのできない平成 12～14 年分とで、異なる計算方法を取る必要がある。

(1) 平成 15 年分・16 年分（特別還付金（仮称））

① 平成 15・16 年分については、これらの年分の確定申告書等が税務署において保存されていることから、課税部分・非課税部分の振り分けによる保険年金の非課税部分に対応する還付額（「特別還付金（仮称）」）を、現行法に基づく還付金（申告のある人の更正の請求、申告のない人の還付申告）の計算方法に準じて計算。

イ 当初申告をしている人については、現行法の更正の請求に準じて、当初申告の所得税額から振り分け後の課税部分に対応する所得税額を控除して特別還付金（仮称）を計算。

ロ 当初申告をしていない人については、現行法の還付申告に準じて、修正前所得税額から振り分け後の課税部分に対応する所得税額を控除して特別還付金（仮称）を計算。ただし、所得控除額が所得金額を上回るため修正前所得税額が生じない場合等は、保険年金の非課税部分の 10%相当額（源泉徴収税額と同額）を特別還付金（仮称）とする。

② その人の申告状況に応じて、5 年以内の手続（更正の請求又は還付申告）に準じた還付請求手続。

(2) 平成 12 年分～14 年分（みなし特別還付金（仮称））

平成 12～14 年分は、税務署において確定申告書等の保存がないことから適正な所得情報がない状況。このため保存年分で最も古く、平成 12～14 年に最も近い平成 15 年分の所得情報と平成 12～14 年の年金情報を基に、「みなし特別還付金（仮称）」の金額を計算。具体的な計算は、できる限り簡素な方法とし、納税者の計算の便宜を考慮。

① 平成 15 年に保険年金の受取りがある人については、平成 15 年分の保険年金を含む所得金額、所得控除額、適用税率が平成 12～14 年分についても同じという仮定の下で、その人の平成 15 年分保険年金の非課税部分に対する還付金の割合（みなし還付率（※））を平成 12～14 年の各年分の保険年金の非課税部分に乗じて、平成 12～14 年の各年分の「みなし特別還付金（仮称）」を計算。

※ みなし還付率 = 平成 15 年分の特別還付金（仮称）の額 ÷ 平成 15 年分保険年金の非課税部分の額

② 年金支払最終年が平成12～14年のいずれかの年となっている人については、平成12～14年の間の年金支払最終年の保険年金以外の所得金額、所得控除額、適用税率が平成15年と同じという仮定の下、

イ 年金支払最終年における「みなし特別還付金（仮称）」は、平成15年の所得情報に年金支払最終年の年金情報を組み合わせて、平成15年分の当初申告をしていない人の特別還付金（仮称）の計算方法（上記(1)①ロ）に準じて計算。

ロ 年金支払最終年より前の年における「みなし特別還付金（仮称）」は、平成15年に保険年金の受取りがある人のみなし特別還付金（仮称）の計算方法（上記(2)①）に準じて、年金支払最終年の保険年金の非課税部分に対する還付金の割合（みなし還付率（※））を年金支払最終年より前の年の保険年金の非課税部分に乗じて計算。

※ みなし還付率 = 年金支払最終年のみなし特別還付金（仮称）の額 ÷ 年金支払最終年の保険年金の非課税部分の額

③ みなし特別還付金申請書による申請手続

(3) 「特別還付金（仮称）」及び「みなし特別還付金（仮称）」には、還付加算金に相当する金額を加算。

2. 「特別な還付」の請求期間

(1) 「特別な還付」を請求することができる期間は、納税者の便宜や生命保険会社等の書類保存等の負担を勘案し、法律の施行から1年。

(2) 過去5年以内の課税分についても、上記と同じ期間、更正の請求が可能となるよう措置。

- ・ 平成18年分～21年分：法律の施行から1年。
- ・ 平成17年分：除斥期間等により、最短で平成23年1月以降現行法の対象外となるため、「特別還付金（仮称）」として還付。

3. その他

(1) 「特別還付金（仮称）」及び「みなし特別還付金（仮称）」については、非課税とする。

(2) 「特別還付金（仮称）」及び「みなし特別還付金（仮称）」の支給に係る各種手続については、納税者にとって適正、公平なものとなるよう、5年以内の所得税の還付金に係る各種手続に準じて、国税関係の法律を適用することとする。

<主な対象措置>

- ・ 特別還付金（仮称）、みなし特別還付金（仮称）の額の通知
- ・ 特別還付金（仮称）、みなし特別還付金（仮称）の支給に関する処分についての不服申立て
- ・ 特別還付金（仮称）、みなし特別還付金（仮称）の請求に関する調査